

土庄町高齢者保健福祉計画及び土庄町介護保険事業計画（第9期）の策定についてのパブリック・コメント実施結果について

1 案件名

土庄町高齢者保健福祉計画及び土庄町介護保険事業計画（第9期）の策定について

2 意見募集期間

令和5年12月25日から令和6年1月25日まで

3 意見募集結果

10件（1人）

4 寄せられたご意見と町の考え方

※ 提出いただいたご意見は、趣旨を変えない範囲で簡素化又は文言等の調整をしています。

No.	ご意見	町の考え方
1	P2 第1章2(1)① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備 「令和3～5年度（2021～2023）の介護給付等の実績を踏まえ、地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等」と記載されているが、介護ニーズが明記されておらず、今後の三年間、何をするのか分からない。	介護ニーズについては、令和4年度に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施し、また厚生労働省が提供する地域包括ケア「見える化」システムを用いた地域分析を用いることで地域の現状課題を把握し、第9期計画の施策に反映しています。調査結果については第2章に、施策の展開については第4章に掲載しています。
2	P26 第2章5（6）在宅生活について ゴミ出し、買物支援、移動手段のニーズは、具体的に記載されているか。	第2章5（6）在宅生活について①在宅で生活するために必要なサービスの〈高齢者がご自宅での生活を続けていくためには、どのようなサービスがあれば助かる（利用したい）と思いますか。〉の選択肢の中に、「ゴミ出しの支援」、「移動販売車などによる買物支援」、「通院や買い物など外出時の移動手段の確保」を設けており、それぞれの回答率は25.3%、38.5%、58.0となっています。 なお、ゴミ出し支援や買物支援については、社会福祉協議会が実施する「ふれあいサービス」等により実施されており、移動手段については、福祉タクシーや福祉バス等が町内で運行されています。
3	第4章 基本目標2（5）①外出支援サービス（福祉バス運行事業）で「福祉バス」の記載があるが、現状の運行状況と	福祉バスについては、公共交通機関の利用が困難な地区の70歳以上の高齢者や障害者等を対象に、医療機関等への移動手段を確保すること

	<p>今後の具体的な数値は。</p>	<p>を目的として運行しています。現在は、路線バスとの接続及び医療機関の診療時間を考慮した運行時刻により、マイクロバス1台で行き1便、帰り2便運航しています。</p> <p>令和4年度は、年間243日運行し、滝宮、見目、小馬越、笠滝の高齢者等往復延べ556人が利用されました。</p> <p>福祉バスは、貴重な交通手段の一つであることから、今後も高齢者等の通院の便宜を図るため、運行の維持と効率化に努めていきます。</p>
4	<p>第4章 基本目標2(3)地域のネットワークづくり(生活支援体制整備事業)</p> <p>生活支援コーディネーター配置数一人でニーズに対応するのは不可能と考える。</p>	<p>生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たしています。限られた人材資源のもと、効率的に地域課題の収集を行い、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携を取りながら事業を推進していきます。</p>
5	<p>計画を遂行するための中枢部から関係個所への指揮命令体制・人員数が不明瞭と感じる。</p> <p>また、「年1回以上、土庄町介護保険制度等運営協議会を開催し、実施状況の報告と分析・評価」と記載されているがスピード感に欠けるのではないか。</p> <p>日常の計画指標・問題点の判断は誰が実質的に進め責任を持つのか。</p>	<p>計画の推進については、第6章に掲載しています。</p> <p>介護保険制度は、介護保険法をはじめとする関係法令に基づき、町が保険者となり公費と保険料で運営されています。介護保険にかかわる事務処理や給付に加え、介護予防支援事業や地域包括支援センターの運営など、要支援・要介護状態の予防につながる事業や、介護について相談ができる窓口の設置・運営なども保険者によって行っています。</p> <p>また、高齢者福祉に関する施策はさまざまな分野にわたるものであるため、推進にあたっては全庁的な体制のもと、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、評価・再調整などの継続的な取組を行います。</p> <p>計画は3年ごとの策定となっておりますが、町を取り巻く環境の変化などに適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて事業内容や事業手法の見直し、新たな事業の実施なども視野に入れた事業の評価・改善を行います。</p>

6	<p>認知症カフェはどこで実施しているのか？</p> <p>実施場所、実施時間や設置の目標数等、具体的に記載すべきではないか。</p>	<p>認知症カフェは、認知症の人、その家族、地域住民、専門職等誰もが参加し、集うことができる場所として町が実施団体を募集し、条件を満たす団体に委託して実施する事業です。</p> <p>第8期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施ができませんでしたが、第9期計画では開催か所数の目標値を各年度2か所としています。</p> <p>委託事業ですので、実施場所や実施時間については、団体ごとに決定することになります。</p>
7	<p>第9期計画の目玉改革は何か。</p>	<p>第9期計画は、令和22年の中長期的な人口構造やサービス需要を見据えながら、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加といった社会構造の変化や介護人材の確保、業務改善といった新たな課題に対応した計画として策定します。</p> <p>この目的を達成するための基本指針は、「第1章2 第9期計画の基本指針について」に掲載しています。</p>
8	<p>介護現場の意見が記載されていないのではないか。</p> <p>支援する側と支援される側の対話から実施事業を明確にしないと若年層が流出し、介護人材の不足が危惧される。</p>	<p>第9期計画策定にあたっては、土庄町介護保険制度等運営協議会を開催し、委員の意見を反映しています。協議会には委員として介護事業所の職員にも参加していただいております。</p>
9	<p>全体的に文字が並びイメージしにくい。人・物・金・サービス状況を明記する方が分かりやすい。</p>	<p>実績値と目標値については、表を用いて視覚的に理解しやすいように努めました。</p> <p>また、保険料算定に係る数値についても表を多用し、数字だけの羅列にならないように努めています。</p>
10	<p>第7次土庄町総合計画にも記載されている、計画（P）、実行（D）、評価（C）、改善（A）を追記してはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、計画の推進体制としてP D C Aサイクルの図を記載しました。</p>